令和３年度
第１回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会
会議録

議題	議　題（１）書面会議に係る運営要綱の一部改正について （２）協議会における会長職の変更について （３）市民部会における委員及び部会長職の変更について （４）令和４年度の取組方針について 報　告（１）特定事業の進捗状況について （２）市民部会の取組について その他
日時	令和４年３月１７日（木）
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎４階会議室４及び５
出席者名	会　長：斉藤 進※1 委　員：金木 健一、大澤 武廣、榊原 敦、山口 洋一郎、河内 昇、 柏崎 周一、太田 克之、瀧井 正子、遠藤 明子、上杉 桂子、 鈴木 実、牧野 浩子、浅川 晴美、杉山 徹、後藤 祐史 （欠席委員） 副会長：海津 ゆりえ 委　員：佐藤 勝太、橋 俊彦、吉野 哲也、坂口 勝利、内藤 喜之、 奥山 重則、海野 誠、瀬川 直人、大原 一興※1、上野雅男 （事務局） 都市部都市政策課 （その他） ※１　議題（２）に基づき議決されたため、今後は大原委員を会長とし、 斉藤会長を副会長とする。
会議資料	・委員名簿 ・要綱 ・次第 ・資料1-1 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会運営要綱の一部を改正する要綱について ・資料1-2 新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会運営要綱（案） ・資料２　茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿の変更 ・資料３　令和４年度の取組方針について（案） ・資料４　特定事業の進捗状況

	・資料５　令和３年度市民部会の取組について ・参考資料１　茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について ・参考資料２　令和３年度推進管理シート ・参考資料３　心のバリアフリー普及啓発（ポスター、広報紙、タウンニュース）
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	あり

（会議の概要）

１．開会

深瀬課長　：　皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、令和３年度第１回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会を開催いたします。

本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。会議の内容については原則公開となっておりますが、傍聴人の方はご発言できませんので、よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、当会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。司会の都市政策課長の深瀬でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、５点ほどお知らせがございます。

１点目は、協議会の委員について、令和３年３月３日付で変更が生じております。公募委員の杜多さんはご自身の都合により辞任しております。新たな委員として、本日は欠席となりますが、国土交通省関東運輸局交通政策部バリアフリー推進課、上野課長と、横浜国立大学大学院、大原教授が新たな委員として加わっております。そのため、協議会の委員は27名となります。

２点目は、コロナ禍での会議開催による注意事項となります。会議中は、換気のため、窓やドアを一部開放しております。委員の皆様におかれましては、マスクの着用を徹底していただきますようお願いいたします。会議中でも体調不良などがございましたら、遠慮なくお申し出ください。

３点目は、本日の会議はオンライン併用会議です。オンラインで参加する委員は、発言時以外は音声をミュートとしていただきますようお願いいたします。発言時は挙手のボタンを押していただくか、画面越しに挙手をお願いします。

４点目は、会議録の署名が不要となることです。これまでは会長と会長が指名する委員の各々が署名を行うことで会議録を確定していましたが、この手続きは不要となります。このため、会議終了後に事務局から本日出席されている委員全員に対し、会議録の確認依頼を行います。確認の時間を一定期間設けますので修正等の意見がありましたらその期間中に事務局まで連絡をいただきますようお願いいたします。

５点目は、本日の会議は、会議録作成のため、録画、録音をしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

本日の会議は３年ぶりに対面方式により開催されます。活発な意見交換が行われる会議となりますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議内容につきましては、議題として、１点目、書面会議に係る運営要綱の一部改正について、２点目、協議会における会長職の変更について、３点目、市民部会における委員及び部会長職の変更について、４点目、令和４年度の取組方針について、報告として、１点目、特定事業の進捗状況について、２点目、市民部会の取組についてでございます。

まず、資料について確認をいたします。委員名簿、要綱、次第、資料１－

１、新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会運営要綱の一部を改正する要綱について、資料１－２、新型コロナウイルス感染症対策のための茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会運営要綱（案)、資料２、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会委員名簿の変更、資料３、令和４年度の取組方針について（案)、資料４、特定事業の進捗状況、資料５、令和３年度市民部会の取組について、参考資料１、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について、参考資料２、令和３年度推進管理シート、参考資料３、心のバリアフリー普及啓発（ポスター、広報紙、タウンニュース)、資料は以上ですが、不足等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、当会議についてですが、委員27名のところ、オンラインによる参加も含め16名のご出席をいただいておりますので、要綱第６条第２項の規定により、会議が成立していることになります。

ここから先の進行については、斉藤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

斉藤会長　：　それでは、会議を開催したいと思います。

私はオンラインの参加ですので、音声や映像が途切れたらご指摘いただければと思います。

令和３年度第１回協議会ということで、この間、大分時間が空きましたけれども、それぞれ委員から活発なご意見をいただいています。今回も忌憚のない意見交換をできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。会議はお昼12時までを予定しております。

順次、次第に従って会議を進めていきたいと思います。

お手元の資料の次第をご覧いただきたいと思います。今回は、議題が４点、報告事項が２点です。この次第に従いまして、それぞれのテーマごとに事務局から資料説明、それを受けて、各委員の皆様方からご意見、ご質問等をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

２．議題

（１）書面会議に係る運営要綱の一部改正について

斉藤会長　：　それでは、議題(1)書面会議に係る運営要綱の一部改正について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局　：　それでは、事務局から議題(1)について説明をさせていただきたいと思います。

資料はお手元の資料１－１と資料１－２となります。今、画面を共有させていただきます。オンラインの方、ご覧になられますでしょうか。

議題(1)につきましては、本協議会の要綱には書面会議による決議が認められておりません。そのため、別途、運営要綱というものを策定して、２年前より実施しているところとなります。今回、市が定める書面会議開催ガイ

ドラインが令和４年１月に改定されたことを受けて、ワクチン接種が始まっているものの、コロナの影響の見通しがまだ立ちませんので、令和４年度の会議開催に関しても書面会議による決議を有効とするために、今回、運営要綱の一部を変更させていただきたいということを議題でお諮りするものとなります。

資料１－１につきましては、変更点を表した新旧対照表です。有効期間が「令和４年３月31日」となっていたものを「令和５年３月31日」までに延長するものとなっております。

資料１－２につきましては、今回、ご承諾いただけるということでありましたら、令和４年度に運用していく要綱（案）という形でご提示させていただいているものとなります。事務局からは以上となります。

斉藤会長　：　ありがとうございます。

今、事務局からご説明がありましたが、議題(1)に関しては、令和４年度中の会議の開催に当たって、書面による会議開催を時限的に認めるかどうかという議題です。これに関しまして、委員の皆様方からご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特に異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斉藤会長　：　特に異議がないということで、この内容のとおり議決させていただきます。ありがとうございました。

（２）協議会における会長職の変更について

（３）市民部会における委員及び部会長職の変更について

斉藤会長　：　それでは次に、議題(2)と(3)の資料説明等を事務局からお願いいたします。

事務局　：　続きまして、議題(2)、(3)につきましては、委員の変更等に関わるものとなりますので、併せてご説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料２をご覧いただけますでしょうか。オンライン上でもご確認できますでしょうか。こちらは３月３日現在の委員名簿となります。資料の黒色の表示が現在の状況です。このうち、議題(2)につきましては、現在、会議進行されている斉藤会長から体調不良の申し出が事務局にあり、委員名簿の赤色で示すとおり、今回、会長職から副会長職に変更、あわせて大原委員が新しく２月下旬から委員となっており、新たな会長を大原委員とすることを議題(2)として委員の皆様にお諮りするものです。議題(3)につきましては、２月下旬に委員になられた横浜国大の教授の大原委員を、心のバリアフリーの推進等を目的に、本協議会とは別に立ち上げている市民部会の委員として認めていただけるかということを１つ目の議題としてお諮りするものです。ご了承いただけるならば、同じく市民部会の部会長に大原委員を事務局から推薦させていただくことを２つ目の議題としてお諮りするものです。

本日、大原委員がご欠席されていますので、どのような方かスクリーンに映し出しをさせていただきます。

大原一興教授は、横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院の教授でです。こちらの写真は、社会教育課が市のホームページで公表する動画から抜粋したものとなっております。

本市との関わりは、茅ヶ崎市文化資料館整備基本計画策定支援という形で、アドバイザー会議を平成26年から平成28年の間に実施しています。こちらの委員として参画していただいています。それともう一つ、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の特別講師で、社会教育の施策で茅ヶ崎市との関わりを強く持っています。

他の行政との関わりは、バリアフリー関係では神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議委員長、横浜市バリアフリー検討協議会座長、杉並区バリアフリー基本構想推進連絡会副委員長、福祉・都市計画関係でも、横浜市福祉のまちづくり推進会議会長、杉並区居住支援協議会会長、杉並区都市計画審議会委員という形で、様々な場面でご活躍をされています。

その他としまして、日本エコミュージアム、社会福祉関係となります。こちらの第一人者であり、建築だけにとどまらず、多岐にわたりご活躍されている方となります。

この方を本日付で本協議会の会長に変更をさせていただけないかというのが議題(2)となります。(3)につきましては、同様に、市民部会の委員として、その後、市民部会長という形で事務局から推薦をさせていただきたいと思います。以上となります。

斉藤会長　：　ありがとうございます。

議題(2)は協議会の会長の変更についてのお願いです。先ほど事務局から若干触れさせていただいたんですが、私自身、３年ほど前、大学を退職いたしました。その後、ちょっと体調が優れないという体調上の問題がありまして、今回、こういう形で、協議会の運営に今後支障を来してはいけないと自ら判断いたしまして、任期の途中で大変申し訳ないんですが、会長を退任させていただいて、今、ご紹介いただきました横浜国大の大原先生は、福祉のまちづくり、福祉分野では、大変造詣、実績の深い先生でいらっしゃいます。ぜひ先生に会長のご就任をお願いしたいということで、議題に上げさせていただきました。

この件に関しまして、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

榊原委員　：　建設部長をしている榊原と申します。ただいまご提案いただきました斉藤先生、長きにわたりまして、いろいろありがとうございました。

また、新しい大原先生の経歴等を見させていただきましても、経験十分ということで、本市の今後につきましても、いいご指導をいただけると思って思います。先ほどの理由により、事務局の提案に賛成したいと思います。

斉藤会長　：　ありがとうございます。

そのほかご意見があればお願いいたします。それでは、議決をさせていただきます。本日付で大原委員を会長として、私を副会長ということでご承認いただける方。異議はないということでよろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斉藤副会長：　ありがとうございました。今後、そのような形で進めさせていただきますので、改めてご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、議題(3)、市民部会の委員として大原先生を追加する、それから、部会長の変更ということで、大原先生に部会長をお願いするということなんですが、こちらについて出席の皆様方からご意見があればお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、市民部会は、大原先生を加えた16名で活動する、それから、部会長の変更の件ですが、大原委員を部会長、僭越ながら、私が副部会長ということで就任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斉藤副会長：　ありがとうございます。そのような形で議決させていただきます。

本来であれば、会長の大原先生が司会進行をすることになるんですが、今日は所用があってご欠席ということなので、副会長である私が代わりに進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。――ありがとうございます。

（４）令和４年度の取組方針について

斉藤副会長：　それでは、議題の(4)令和４年度の取組方針についてに入ります。事務局から資料の説明等をよろしくお願いいたします。

事務局　　：　それでは、事務局から議題(4)令和４年度の取組方針について説明します。

資料は、お手元の資料３と参考資料１です。画面は、資料３を共有します。よろしいでしょうか。

資料３は、令和４年度の協議会や市民部会の活動を示したものとなっております。協議会の活動としましては、特定事業計画、基本構想、市民部会では、心のバリアフリー推進の取組について議題として提案をさせていただきます。

具体的には、特定事業計画につきましては、現基本構想に示す令和４年度分の進捗管理、また、現計画の最終年度となりますので、計画期間中に対する評価、次期基本構想へつなげるための課題抽出等の作業になっていきます。

基本構想につきましては、次期基本構想の改定作業に着手したい、最終的には基本構想（案）までを令和４年度に作成したいと考えております。令和５年度当初に入りますと、パブリックコメントの実施、その後、速やかに次期基本構想の策定という形で運用を開始していきたいと考えています。改定

に関する基本構想の骨子案等は、令和４年度に入りましたら、当初の協議会でご説明させていただき、その上で着手していきたいと考えております。

市民部会の活動となりますけれども、心のバリアフリー推進です。今年度同様、普及啓発ツールの作成、市内小学校を対象とする心のバリアフリー教室を実施していきたいと考えております。

その他としましては、多く委員が該当しますが、令和５年１月に委員改選があります。その時期を迎えましたら、ご案内させていただきます。

こちらの資料だけでは、特に令和４年度の内容が分かりづらいと思いますので、少し具体にしたものを当日資料として提出させていただきます。委員の皆様には後ほど資料を郵送等させていただきます。画面をご覧ください。令和４年度の第１四半期、第２四半期、第３四半期、第４四半期ごとのおおよその時期にやるべきことを示しています。

まず、１行目の▲特定事業計画は１年を通して進捗を確認する作業です。表の下から２行目に協議会とありますが、こちらに同じ▲をつけ関連付けています。第４四半期終了の時期に協議会でお諮りして、内容を整理します。

続きまして、２つ目、▽基本構想改定となります。こちらは大きく分けますと３段階、第１四半期、第２四半期で課題の抽出、整理等を行い、第３四半期に特定事業計画の策定、第４四半期に改定（案）を示していく大きな流れです。

こちらを少し具体に示したものとなりますけれども、まず、第１四半期に協議会を開催、改定案の大まかな方針、例えば次期基本構想の計画期間とか、計画場所等を示させていただきます。その中で、第１四半期の終わり、６月、７月ぐらいに現地まち歩き点検をしながら、現在の課題や次の構想につなげるものを抽出していきたいと考えております。

第３四半期に移りますと、その課題を基に、各事業者が定めている特定事業計画の策定がございますので、公の施設、民間の施設問わず、ヒアリング等をしながら、どういうふうなバリアフリー化を進めていくか議論を進めていきたいと考えております。

第４四半期では、年明けに素案を委員の皆様にご提出させていただいたうえで、この内容で良いか、修正が必要かを確認します。年度末には、改定案という形で内容を固められればと考えています。

続きまして、参考資料１です。現基本構想の状況の振り返りが少し必要な点がありますので、お手元の資料をご覧いただければと思います。

１、現基本構想、⑴経緯について、委員で替わられている方もいらっしゃると思いますので、改めて振り返りをしたいと思います。本市では、平成27年９月に基本構想を策定しております。その中で、特にバリアフリー化を推進する地区として、重点整備地区を定めておりまして、茅ヶ崎の場合には、茅ケ崎駅及び北茅ケ崎駅周辺の半径１キロ以内を重点整備地区として定めております。バリアフリー化の対象につきましては、「日常生活又は社会生

活に身体の機能上の制限を受ける者」と示しておりますけれども、具体的には、高齢者、障がい者、妊産婦、けが人、外国人など、様々な方がいらっしゃいます。本市におきましては、現状でも３人に１人がこの対象に当たってきます。高齢化が進んでおりますので、今後もこの割合というのは増加していく状況となっております。

このような状況の中で、後ほどご説明させていただきますけれども、各事業者様が定めた特定事業計画は353事業定めております。令和３年度末時点で完了と見込めたものが33％、116項目という状況となっております。計画を策定してから６年、７年たって33％が多い少ないというところでは、かなり感じ方はあると思うんですけれども、事務局としては進捗率があまり著しくないと判断しておりますので、次期基本構想では、この進捗率をいかに高めていけるかというところを中心に話をさせていただきたいと考えております。現時点で挙げられている主な課題としましては、(3)課題に書かせていただいているとおりですけれども、進捗率が思わしくないということで、こちらの向上を次の計画に定めていきます。

２つ目としましては、協議会におけるＰＤＣＡマネジメントサイクルや特定事業者との連絡体制の強化となります。これまで５年、６年やってきておりますけれども、年度末に各事業者様から結果を報告してもらうだけという状況になっております。協議会につきましても、本日の協議会を受けたとしても、その意見を事業者様に伝えるということは現時点まで行っておりませんので、そこの部分で事業者様の認識のところでも温度差があるというのが現状です。今後は、密に連絡を取りながら常に各取組にはバリアフリーがあることを感じてもらえるよう事務局としても運営体制を整えていかなければいけないかなと考えております。

３つ目としましては、重点整備地区内における設計段階でのバリアフリー化の確認です。今現在、協議会で取り組んでいるものは、既存の施設に対して、バリアフリー化がまだ進んでいない取組を促進するものです。新しく造っていくものに対してはそこの部分の制限が思うようにならないことがあります。この部分についても充実するような取組が課題としてあります。

４つ目は、公共の計画の推進がありますけれども、大部分を占める公共事業の推進がかなり著しくない状況となっています。こちらも次の計画の中で推進できる形にしていく必要があり、民間事業者様のご協力もいただけないものかなと考えております。これらの課題がある中で、基本構想を改定すうる必要があるか、ないかという議論がもう一つあります。私たち事務局としましては、ハード施策は改修のタイミングに法令等に従って、公共、民間ともに実施していますが、義務的に必要最小限な対応、また、事業者が主体となりますので、どうしても利用者目線の欠如、また、事業者のほうも、コストとのバランスや施工の時期のタイミングなどがありますので、そういうふうないろんな事情が重なって、ちょっと失礼な言葉かもしれませんが、まだ

まだ他人事として扱われている状況となっております。

ソフト施策に関しましても、本来であれば、ハードの施策を補完して、両輪で進めていくことで、バリアフリー化を進めていくことになりますけれども、こちらについても形骸化しているということもありますし、事業者間でも差がはっきりとしている状況となっております。このような状況となっておりますので、人口減少等の要因による生産性の低下とか、予算も官民問わず確保が難しいという中で、市のにぎわいをこれから創出していくためには、安定した人の流れの創出というのがやはり重要です。これをきっかけに、経済やまちづくりの基盤を構成することになりますので、下支えとなるような取組の位置付けとなりますけれども、重要な計画だと考えております。

一方で、バリアフリー法につきましては、どうしても義務化という強制力が伴わないものもありますので、バリアフリー整備が終わっても、整備漏れがあったり、整備内容が最低水準であったりということがあります。今回の改定につきましては、まずは現在、活気がある市民部会の活動で、ソフトの施策から官民問わず、特定事業者の意識を抜本的に変えていく、常にバリアフリーはあるんだというところを認識してもらいながら、それをハードの施策の進捗率につなげていく、その結果、茅ヶ崎市のバリアフリー化の底上げにつながっていくのではないかと考えております。

議題(4)のお諮りとしましては、資料３に戻ってしまいますけれども、協議会としまして、バリアフリー基本構想の改定作業の着手ということと、特定事業計画の推進、市民部会の活動として心のバリアフリーの推進について実施をしてよいかどうかということをお諮りいただければと思います。

事務局からは以上となります。

斉藤副会長：　ありがとうございました。

議題(4)は、新年度、令和４年度の協議会、市民部会の取組方針についてということでございます。

資料３をご覧いただくと分かると思いますが、今ご説明いただいたように、協議会に関しては、これまで進めてきました特定事業計画の進捗状況を検証していこうということ、それからもう一つ、基本構想の改定に向けての案の検討という２つが大きな活動内容、検討テーマになると思います。特定事業計画の進捗状況をチェックする中で、課題等も出てくると思いますが、それを基本構想改定の中で生かしていくということも併せてテーマとして考えられるかと思います。それから、市民部会については、市民の方々がかなり積極的に、主体的に、中心となって、ソフト面でのバリアフリー、心のバリアフリーに取り組んできておりますが、それをさらに推進していくということがテーマになると思います。

令和４年度の取組方針ということで、主に資料３の枠組みで進めていきたいという事務局からの提案なんですが、内容をお聞きいただきまして、これらに関しまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。特にありませんかね。よろしいですか。――特にないようですので、資料３の取組方針に従って、協議会、市民部会、それぞれで新年度、取組を進めていきたいと思います。

では、議決をさせていただくということでよろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

斉藤副会長：　ありがとうございます。

３．報告

（１）特定事業の進捗状況について

斉藤副会長：　それでは次に、報告事項に入りたいと思います。

報告事項の(1)特定事業の進捗状況についての資料説明等を事務局からよろしくお願いいたします。

事務局　：　それでは続きまして、報告の(1)特定事業の進捗状況について事務局から説明をしたいと思います。資料は、お手元の資料４、参考資料２となります。資料４を中心に説明させていただきたいと思います。

資料４は、令和３年度の特定事業計画の取組方針、進捗状況の報告です。

１ページは、特定事業の種別ごとの進捗を総括しているものとなっております。先ほどの説明の中でも申しましたけれども、事業数が353となります。その内訳として、公共交通特定事業から始まりまして、その他事業という積み上げで、こちらのうち、昨年度、99項目達成したものが、今年度、116項目達成していますので進捗率は33％となります。表の上段が今年度の数字、下段が昨年度の数字となっております。

２ページ、３ページは、今年度完了した事業の一覧です。まず、２ページ、道路特定事業は、県道45号と市道0217号線という形で、２つ事例を挙げさせていただいておりますけれども、実際は市道の自転車走行空間が今年度完成となっています。県道のほうは、今日は県の方が不在になっていますけれども、これは言葉が失礼ですけれども、見落としです。双方の行き違いもあって、これまで進捗中となっていたものが、本庁舎の整備に伴って終わっており、今年度完成という扱いとしてます。実質的には市道の整備のみです。

２つ目は、２ページ下段、建築物特定事業となります。１つ目は、公共でやっている高砂コミュニティセンターの室内の案内、２つ目は、ヤマダデンキさんがオープンしました。こちらは昨年の11月に完成しておりまして、具体な写真等を要求はしていたんですけれども、本日までにご提供いただけませんでしたので、このような状況での報告となります。

４ページ、３の各事業の進捗状況は、さらに細かく、項目ごとに進捗状況をまとめています。こちらを見ていただくと、完成したもの、完成していないものが分かりやすく見える形になっているんですけれども、この数字だけを見ていても、終わっているもの、終わっていないものが非常に分かりづらいのかなというのが正直なところです。

例えば道路特定事業で説明しますと、分かりやすく見えるのが、実施中、未着手という欄があると思うんですが、こちらの数字がゼロになっているものが、簡単に言うと終わっている事業という形で、ほかの事業もそういうふうな見方ができるかなと思います。

ただ、そうは言いつつも、少し分かりづらいところで例えば道路特定事業の道路－２、県道45号の欄をご覧いただくと、完了が３で、そのほかが全部ゼロとなっていますので、これは終了と確認することができますけれども、その上段の道路－１、国道１号を見ていただくと、実施中、未着手がゼロ、継続が２、完了が１となっているので、これは終わっているのか、終わっていないのかというところが非常に分かりづらいです。

参考資料２をご覧いただきますと、この詳細が出てきます。６ページが国道の事業、８ページが県道の事業となっています。このような形で、１枚ずつシートを見ていかないと、本当に終わっているのか、終わっていないのかが分からない状況となっております。

こちらは資料のつくりの問題があります。ハード整備でできたもの、ソフト整備で継続的にやらなきゃいけないものがシートの中に混在してしまっています。このような状況で、継続的なものも含めた中で、完了の数に入れているところがありますので、すごく分かりづらくなっているのが現状となっていますので、先ほどご承認いただいた次の改定作業では、こういうふうなシート一つ一つについても、しっかりと整理をしていく必要があります。事務局、事業者側ともに人の異動が生じると当初の経緯が分からない状況に陥る例も中にはあります。次の計画では、この辺をしっかりと反映していきたいと考えています。簡単ですが、報告事項(1)の説明となります。

斉藤副会長：　ありがとうございます。

報告事項(1)特定事業の進捗状況についてご説明いただきました。内容についてご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

河内委員　：　まちぢから協議会の河内と申します。今のご説明の中で、資料４の２、令和３年度完了事業の紹介で、市庁舎の整備に伴い完了している道路特定事業があるよということなんですけれども、これは県道絡みの部分で、我々の地区でも、自転車の通行帯と歩行者の通行帯が非常に分かりにくいということを市のほうにも要望で申し上げております。文化会館の飯島交差点のところから国道に向かう部分についても、歩道における自転車と歩行者の区分が非常に分かりづらいと。安全面からいっても、この辺も整備をしてほしいということなので。

市にこういう要望を出しても、ここは県道であって、警察に言わないとどうにもならないと。結局、２年も３年も同じ要望を出していても、やる気があるんだか何だか、ちょっと分からないんですけれども、そのままの状態なんです。バリアフリーの観点からも、こういう部分の安全確保は非常に重要

ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局　　：　では、事務局の守瀬からご説明をいたします。

参考資料２の８ページをご覧になっていただきますと、今、河内委員がおっしゃった特定事業計画に関しては、自転車走行を含めた形での計画にはなっていないところでございます。今、河内委員がおっしゃった部分に関しては、バリアフリーの観点で捉えるかどうかといったところは検討事項としてありますけれども、今の特定事業計画の中においては、そういった事項が入っていない中で、統計を取っている状況にございます。

次に、先ほどご説明しましたとおり、基本構想の改定を来年度行いますので、そういった中で、今おっしゃったようなところを入れていくかどうか検討していくのが筋かなと考えております。

以上です。

斉藤副会長：　ありがとうございます。

河内委員、いかがでしょうか。大丈夫ですか。

河内委員　：　結構です。言ってもしようがないから、ここで私の意見を主張してもどうにもならないし、そういう方向で事務局が進めていただければよろしいのかなと思います。

斉藤副会長：　ありがとうございます。

杉山委員　：　建築物特定事業ということで、建築物については、かなりバリアフリー化の作業が進んでいるんですけれども、先ほどの報告の中で、３人に１人が体にいろいろな機能の制限を受けていて、バリアフリー化が必要というのが来年度に向けての見解にあったんですけれども、こういう施設については、利用者がたくさん増えるということが大事だと思うし、利用頻度も増やしていくという方向が必要かと思うんです。その場合に一番大事なのは、そこに入っていくに至る――道路もそうですけれども、問題は、交通機関がマッチした形できちんと整備されていないような気がするんです。

建築物とか公園とかいろんな施設については、せっかく利用したいんですけれども、そこに至る交通手段が十分に連携して整備されていないというのが気になります。せっかくできたものが陸の孤島みたいになって、利用されていないということにならないように、現在のバスの路線の問題もあると思うんですけれども、そういったものも見直していただいて、施設に気軽に行けるような。特にバスについては、乗りやすいバスといいますか、低床バスをできるだけ増やしていただいて、こういった施設にアプローチできるように検討していただきたいなと思うんです。それは来年度の問題になりますけれども、施設自体がバリアフリー化されても、そこに至るアクセスがきちんとできていないと陸の孤島になっちゃうんじゃないかという不安がありますので、それも含めて検討いただきたいと思います。

以上です。

事務局　　：　杉山委員、音声が途切れていますので、もう一度お話しいただけますか。

杉山委員　：　現在の施設もそうですが、あるいは、これから造る施設も含めて、公園もそうですけれども、点としてのバリアフリー化は全部施設の中できちんとできてきていると思うんです。特に新しい施設はそうなると思うんですが、問題は、施設ができても、交通手段がきちんと伴っていないと、そこにたどり着けないということになりますので、施設として、建物を造るときに交通手段を検討いただきたいなと思うんです。これから新しい博物館や何かもできるんですけれども、それに対する交通手段がどういうふうになっていくのか、ちょっと見えないですし、せっかくできた施設が陸の孤島になっちゃうということにならないように、現在の公共交通機関も含めて、路線の変更とかそういうことも検討いただきたいなと思います。

斉藤副会長：　ありがとうございます。主要な施設が整備されたときに、そこにアクセスできるような交通ルートとか交通手段も、点をつなぐ線みたいな形で整備、あるいは対策をしていったらどうかというご意見だったと思います。

杉山委員　：　そうです。

斉藤副会長：　今後の大きな課題ではあるかなと思いますが、事務局で何かご意見とかがありましたらお願いします。

事務局　：　ありがとうございます。事務局の守瀬がお答えいたします。杉山委員がおっしゃるとおり、公共施設等々を整備するときに、その場所だけの整備といいますか、アクセスの問題というのはどうしても後回しにされてしまうという傾向が今までございました。実際にハード整備をする中で、いよいよ完成が見えたタイミングで、ここにどうやってアクセスすればいいのかという問題が顕在化してくる傾向があったように我々としても把握しております。この部分に関しては課題だと考えておりますので、今後、そのような整備をする際には、当然、交通アクセスも含めて検討すべきものとこちらも捉えておりますので、庁内で整備する場合には、それなりのしかるべき検討をするような場所がございますので、そちらに積極的に絡んでいくということを考えております。

斉藤副会長：　主要な公共施設というんですか、多くの方が利用する施設に関しては、アクセスの在り方も今後の課題として、ぜひ検討していっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

杉山委員、よろしいでしょうか。

杉山委員　：　はい、結構です。よろしくお願いします。

斉藤副会長：　ありがとうございました。

牧野委員　：　肢体不自由児父母の会の牧野です。ここで意見を述べても大丈夫なことなのか、ちょっとよく分からないんですけれども、建築物特定事業の中に入っている建物のことなので、私の意見を述べさせていただきます。

先ほどヤマダデンキのお写真がないということでしたが、今、実は駅前の建物の大型商業施設の中で、１階に多目的トイレがあるところがなくて、ヤマダデンキが新しく建て替えられたときに、１階に多目的トイレができるん

じゃないかと私はすごく期待していたら、新しいヤマダデンキの多目的トイレは２階にしかないんです。

ご存じのとおり、今現在、茅ケ崎駅は、ヨーカドーも４階にしか多目的トイレがなくて、ラスカにも２階以上にしかなくて、ペデストリアンデッキに公共の多目的トイレがありますが、どこの多目的トイレもエレベータに乗らないとたどり着けないところばかりなので、ヤマダデンキの１階にできてくれたらすごくいいなと思っていたんですけれども、新しく完成して、オープンして、行ってみたら、何と１階には多目的どころか、トイレもなくて、２階に行かないと多目的トイレに入れないつくりで、すごくがっかりしたんです。一般の企業さんなので、こちらが言ってどうのこうのというものではないのかもしれないんですけれども、ヤマダデンキが新しくできるときに、１階に多目的トイレがあると本当にうれしかったなと思ったのが１点。

あと、文化会館の車椅子駐車場の上に、前は雨よけの屋根があったんですけれども、それが台風か何かで破損して撤去されて、そのままになっていて、今、車椅子駐車場の上に屋根がなく、雨ざらしになっていますので、そこも何とか改良していただけないかなと思っているんです。

果たしてここで言っていいことなのかどうかもよく分からないんですけれども、皆様に現状を認識していただこうと思って、意見を言わせていただきます。

以上です。

事務局　：　まず、１つ目のヤマダデンキさんの話ですけれども、まさに先ほど説明のとおり、設計段階で私たちが関与できないというのが最大のところになっております。ただ、建築基準法上では、県の街づくり条例等も含めて対応していますので、設備として最低限のものはあると。ただ、今言われた利用者目線というのが少し伝わっていないところが正直あったのかなと考えております。恐らくそういう話が伝われば、検討段階というところで会話ができる、改善も可能になると思っています。今現在は、それができないことが問題になっています。

２つ目の文化会館は、現状、所管する部署がありますので、本日、意見があったことをお伝えさせていただきますので、この場では、その内容で終えさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

牧野委員　：　お願いします。

斉藤副会長：　牧野委員がご指摘していただいた件については、ヤマダデンキ云々はちょっと置いておいて、非常に重要なご指摘だと思うんです。多目的トイレというのは、使いやすいところというか、アクセスしやすいところに整備されると非常にいいと思います。そういう意味では、社会全体のというか、これからのバリアフリーの取組、建築物に対する取組として、そういう視点がユーザーの側から大きな声として非常にあるんだということを伝えていく、それで設計段階でそういう対応に社会全体が気づいていくのかなと思いますの

で、そういったことも今後の建物のバリアフリー化に向けての非常に重要なご指摘だと思いますので、重要な検討課題というんですか、そういったテーマにしていただければと思います。ヤマダデンキが悪いとかいいとか、そういう問題ではないと思いますので、その辺はご理解ください。

それからもう１点は、非常に重要なことで、でも、なかなか気づかない点です。車椅子でいらして、傘も差しにくい方が多いわけですけれども、そういうところこそ、バリアフリーをさらに強化するということで、屋根等の設備を考えていく。これは利用者の側が言わないと、事業者とか設計者というのは分からないところがあると思います。そういった点で、ユーザーの方、当事者の方が声を上げていくということが非常に重要だと思います。

翻って、やはり今後は、設計段階でのそういったチェックというんですか、検証ということも非常に重要なのかなと、今の牧野さんのご指摘をお聞きしながら感じましたので、ぜひ、協議会の特定事業者の皆様、あるいは委員の皆様もそういった視点でのバリアフリー化に向けての発言、対応を進めていっていただければと思います。ありがとうございました。

鈴木委員　：　鈴木です。バリアフリー化を進めていく上で、我々視覚障がい者として、アクセスするために誘導ブロックとかそういうものをつけていただきたいという要望を出すわけです。そうすると、ここは何々だから駄目です、ここは何々だから駄目ですと規制がすごくあって、なかなか要望どおりの設計がなされない。設計前の段階で要望を出して、アクセスをお願いしますと言っていても、それは後回しになっちゃって、出来上がってから、ここに誘導ブロックを敷いてくださいと言っても、ここは車道だから、誘導ブロックは敷けませんとか、ここは細い道だから、歩道はできませんとかといった規制のほうが先に入っちゃっていて、なかなかバリアフリーという方向にはなっていかないような気がするんです。そういう規制を何らかの形で緩めるとかができないものなのかなとちょっと気がつきました。

以上です。

事務局　：　事務局の守瀬がお答えいたします。鈴木委員が所属されている団体から毎年いろいろご要望をいただいておりまして、我々、特に都市政策課としては、交通関係等々に関して対応をしているつもりでございます。

おっしゃるとおり、視覚障がい者の皆さんがお使いになる点字ブロックに関しては、要望が上がってきていても、実現に至っていないといったことは我々も把握しております。様々な状況、事情があってというところは、所管する管理者からはそういう意見が出るんだと思っておりますが、素直な意見を言ってしまいますと、そもそものバリアフリーの視点が若干足りていないんじゃないかと事務局としても思うところがございましたので、その部分に関しましては、基本構想の改定をする中で、当然、点字ブロックをつけるべきところというのが出てくると思いますので、その部分をしっかりと位置づけて、管理者にもその認識をしてもらう中で、動線をちゃんと確保していく、

点字ブロックを設置してもらうように働きかけていくという形を取りたいと考えております。

鈴木委員　：　お願いします。

斉藤副会長：　よろしくお願いします。この件については、やはり当事者間で本当に詳細にわたっての話合いというんですか、事前の段階がいいと思いますが、そういった検討の仕組みをぜひこれまで以上に深めていくということをお願いしたいと思います。

そのほか、委員の方で、特定事業者の方から何かご発言があればお願いしたいんですが、金木委員、大澤委員、坂口委員、山口委員、奥山委員、何かございましたら、どなたでも結構ですが、特にございませんか。よろしいですか。分かりました。ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

柏崎委員　：　老人クラブの柏崎といいます。最近、年寄りが健康なために、歩くチャンスが非常に多くなってきたんですけれども、私が実際に国道１号の歩道を歩いてみて感じるのは、歩道の凸凹がかなりあって、歩きにくいというのが目につきます。特に一般の住宅から一国に出る場合に歩道を渡るわけですけれども、歩道が斜めに切られちゃうために、そこを歩くときは体が斜めになっちゃうんです。あるいは、車椅子でもそうですし、そのことで、一般の住宅から国道へ出るときの歩道の加工状態がもうちょっと何かうまく工夫できないかということを本当に痛感しております。あそこの歩道の整備はやっぱり国なんでしょうかね。だから、簡単にはいかないんだろうけれども、実際に歩いてみたり、あるいは、車椅子で通ってみると、歩道が非常に歩きにくい。車専用になっている感じがします。車優先で歩道を確保しているというところは強く感じますので、今後の対策のときに、どこかにこういう声が伝わればいいかなと思って、発言をしました。

以上です。

事務局　　：　事務局の佐々木です。今お話がありました横断歩道につきましては、現計画でも国道事務所様の計画に位置づけをしております。次の計画の中でも、まち歩き点検等をしながら、意見を伝えながら、改善をしていきたいと考えておりますので、引き続きご協力をいただければと思います。

斉藤副会長：　歩道に関しては、今、柏崎委員からご指摘のように、凹凸とか、切下げ、傾斜、急な勾配は、茅ヶ崎に限らず、我が国のどの町でも問題になっております。ご指摘のように、本当に車優先になっているのではないかなと。特に駐車場なんかがありますと、切下げが非常にきつくなっているところがあります。やはりこれからは、車のための切下げとかそういうのではなくて、歩行者中心の歩道づくり、平たんで勾配のない、スムーズな歩道づくりを重点的にというか、中心に進めなければいけないのかなと思っています。ぜひ今後のと言うと将来になりますけれども、早急にそういう考え方を道路整備、特に歩道整備では考えていくということで、これも協議会の中でも検討をさ

らに深めて、その実現を早急に行っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。ないですか。分かりました。

これまで５名の方から貴重なご意見をいただきました。こういったことを踏まえて、基本構想の改定、あるいは、現実的な特定事業の整備にぜひ生かしていただければと思います。

（２）市民部会の取組について

斉藤副会長：　続きまして、最後になりますが、報告事項の(2)市民部会の取組について、資料の説明を事務局からよろしくお願いします。

事務局　：　それでは最後に、報告(2)市民部会の取組について事務局から説明をさせていただきたいと思います。資料は、資料５と参考資料３となります。

資料５は、令和３年度の市民部会の取組となります。大きく分けますと、１ページ、２ページが令和３年５月に開催した市民部会の内容を、３ページ以降が令和４年１月に開催した第２回市民部会の内容をまとめております。各回の概要について簡単にご説明させていただきたいと思います。

資料５の１ページをご覧ください。令和３年５月に実施した第１回市民部会では、心のバリアフリーの普及啓発の取組の一つとしまして、ポスター啓発をしております。こちらにつきましては、資料の下に「撤去したポスター」と書いてありますけれども、このようなポスターを市役所中心に少しずつ掲示場所を拡大してきまして、それに伴いまして、いろいろな方にご覧いただく機会が増えてきました。一方で、市民からの問合せも増えてきたというのが現状となっております。「ありがとう！　車いすを利用している私から…エレベータを先にゆずっていただいて」という形で、イラストを入れさせていただいております。このポスターは、車椅子利用者がエレベータに乗るときは、ありがとうと挨拶をしなければならないのか、そもそも心のバリアフリーは浸透しているので、このようなポスターは不要だというふうな様々な意見の問合せが市のほうにありました。また、ＳＮＳのほうでも意見が交わされた状況になっています。この状況を受け、このポスターを継続して掲示するか否かについて、第１回市民部会の中で話をしております。最終的には、市民部会の委員の過半数を超えましたので、撤去という形で対応を取りましたけれども、記載のとおり、そのまま掲示ということもありましたし、回答保留という形で、市民部会の中でも意見が様々だったということが挙げられております。

この状況を受けまして、２ページの中段から下段にかけて、ウになりますけれども、これまでのポスター啓発の取組について、いま一度、市民部会の中で考え直すために意見交換をしております。

これまでの市民部会の取組として、心のバリアフリーの推進に取り組んできましたけれども、市民部会の中でもどう進めていったらいいかということ

がまとまらず、令和元年から普及啓発に改めて力を入れていくことで取組を開始しています。まずその時点では、取組を進めることが第一で、やれることからやっていくと姿勢で取組をしています。その関係から、細かい点に配慮が足らなかったのかなと。先ほどのポスターについても、ポスターを見た人に私たちが伝えたいこと全てが伝わっていない、誤解を招いていたということがありましたので、今後の取組の活動につきましては、もう少し質を高めていくという形で、取組方針を大きく変えてきました。そのタイミングに合わせまして、委員のほうから新たなポスター啓発の提案がありまして、今回の「ここにある、このこころ。」という形でポスターに取り組んでいく。

あとは事務作業の体制の効率化を進める必要がありましたので、市民部会の中でメーリングリストの作成や作業部会という形で分担制を取って、スピード感を持って取り組んでいくという形で方向性を変えております。こちらが第１回市民部会の主な内容となっております。

第２回市民部会につきましては、３ページ以降です。第１回市民部会が５月、第２回市民部会が令和４年１月という形で、半年以上、間が空いている状況となります。また、作業も分担して、作業部会という形で、どちらかの部会に所属して取組を推進していったということがありますので、メールでは共有しつつも、市民部会内でも情報の共有化がまだ図られていない部分がありましたので、活動の振り返りという話をしています。具体的な作業手順等は、３ページ中段に書いてあるとおりとなります。各作業部会長を中心に、部会の中で話し合って、取組を進めていくという形になっています。

今日、具体に話をしていくところは、イの新たなポスター啓発という形で、現在、令和３年12月から取組を開始しています。「ここにある、このこころ。」を合い言葉に、日常生活の場面での様々な困り事と、それに気づいた人が取った行動を描いたポスターを市内公共施設、また、民間企業の皆様にもご協力いただいて、掲示しているということを少し紹介させていただきます。

こちらのポスターの目標としましては、30代、40代の働き盛りの男性、女性問わず、どうしても気が回りにくいというか、そういうふうになってしまうような方たちを対象に、少しでも気づいていただきたいということで、いろいろな場面を入れております。

参考資料３の１ページに、令和３年３月に掲示しているポスターの案を入れております。配布資料はＡ４サイズですが、実際には、店舗の判断によりＡ３サイズ、Ａ４サイズと分けて、店舗によってはＡ０サイズもつけさせていただいて、対応している状況です。

また、こちらだけでは、私たちの考えが伝わりにくいため、最後の４ページに、タウンニュースさんの原稿をつけさせていただいていますけれども、連載という形で、毎月、月替わりで当事者の内容、伝えたいことをタウンニュースさんと協力しながら進めている状況となっております。

資料３の４ページには、これまで掲載してきたものの一例を示させていた

だいております。令和３年12月には、内部障がいというところから、ヘルプマークの周知をきっかけに始めまして、１月には視覚障がい、２月には高齢者、３月には多機能トイレを利用する方、場面も電車内、店内、タクシー乗り場、多機能トイレという形で、いろんな場面を示している状況となっております。現在、４作品目まで終了しています。残り８作品を令和４年11月まで、登場人物を変えながら、市民の皆様に周知したいと考えております。

取組当初につきましては、事業者数は203か所からスタートしております。今現在、約282か所ということで、かなり枚数が増えてきている状況です。この要因は、ポスター掲示にご協力いただいている民間企業様が新たな企業を紹介をしていただいている流れとなっています。すごくプラスに働いています。掲出先につきましても、当然、公共施設もそうですし、交通機関もそうですし、民間企業につきましては、床屋さんから、飲食店から、クリーニング屋さんからというところで、スーパーもそうですけれども、本当に日常で目にするようないろいろな場所で掲出をしていただいてます。今後もこのきっかけを広めながら展開していきたいと考えております。

こちらのポスターについては、来年度、基本構想の改定もあるということがございますので、先ほど説明させていただいた特定事業者には、ほぼ強制的にお願いをしまして、必ずつけていただくこととしています。これはなぜかというと、事務局からも、きっかけ、常に意見交換ができる場をつくっていくことが今後の構想の改定にもつながりますし、取組の推進にもつながっていくということがあります。この体制はしっかりと築きあげながら、今後も活動していきます。

資料５の５ページ、心のバリアフリーの推進の1つとして心のバリアフリー教室を進めております。こちらは令和元年から開始し今年度で３年目となります。昨年はコロナの影響もありましたので、オンラインで教室開催という時期がありましたけれども、今年度は２年ぶりに子供たちと障がい当事者の皆様、市民部会の皆様のご協力をいただきながら、コロナの合間を見て、感染が低いタイミングで教室開催を実施できております。

あわせて、学校での実施となりますと、どうしても先生方の協力がないと教室自体が開催できない、事務局、市民部会の意欲があっても、先生方に受け入れていただけないと実施ができないというところがありますが、今現在、少しずつ先生たちの協力も得られております。その流れで、2)市内小学校の先生に向けた周知という形で、先生方が勉強する場、茅ヶ崎寒川地区小学校教育研究会というところがありまして、今年度は、生活の授業と総合学習の授業の中で、市内の全ての先生方が参加されていましたので、私たちがこれまで取り組んできた取組を周知させていただいた状況となります。

来年度につきましても、心のバリアフリー教室を実施していきます。これは、運営している立場もそうですけれども、ご協力いただいている委員の皆さんもそうですが、非常に人手が必要なもの、また、体力も必要なものとな

っております。どうして子供たちと対話をしていくということがございますので、そういう部分でも持続可能な教室にしていくためには、こちら側の運営体制もしっかりと整えていかないと、これ以上増やしていくことがかなり厳しくなっていくのかなと考えておりますので、来年度はそのあたりも含めて取り組んでいきたいと考えております。

斉藤副会長：　ありがとうございました。

市民部会のこれまでの取組についてご報告いただきました。内容についてご意見、ご質問等がございましたら、各委員からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

上杉委員　：　自閉症児・者親の会の上杉です。何回かお伝えした内容ですが、改めてここでもお伝えします。

心のバリアフリー教室は、私も参加させていただいて、非常にいい取組だと思いました。視覚障がいの方をこういうふうに誘導すると怖いんだよとか、こういうふうにすると動きやすいんだよと実際に子供たちと一緒になって実感してもらうということが、すごく子供たちの心に響くことがよく分かりました。

ここからはお願いになってしまうんですが、視覚障がい、聴覚障がい、身体障がいの方の障がい受容も非常に大事だと思っていますが、いわゆる見えない障がいと言われる知的障がい、発達障がい、精神障がいの方の理解啓発も強く推し進めていかないといけないと思っています。表現しにくい、取っかかりにくい障がいだと思うんですけれども、なおのこと理解していただかなきゃいけない障がいなので、そういった障がいへの取組も併せて進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局　　：　事務局の佐々木です。今ご指摘がありました視覚的にわかりづらい障がいにつきましても、今後、教室を展開していくためには必要なこととなっております。引き続き、その点も含めて取り組んでいきたいと思いますので、ご協力いただければと思います。

斉藤副会長：　ありがとうございます。これまで三つの障がいを中心に、心のバリアフリー教室を進めてきたわけですが、心のバリアフリー教室を子供たちの中により普遍化、社会化していくためにも、今、上杉委員からご指摘いただいたように、知的・精神・発達障がいの方々に対する交流というのですか、心のバリアフリー教室での取組を重点化するというのですか、そういったことをぜひ具体的に検討して、どのように実施していけばいいのか考えていただければと私も思っておりますので、そういった方向でぜひ取組を強化していっていただければと思います。

皆さん方の協力と、教室を進めるに当たって、どのようなプログラムを立てればいいかという考え方等も具体的に出していただくとよろしいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

そのほかいかがでしょうか。特にないですか。

ありがとうございました。市民部会に関しましては、部会員の方々が主体的に、主導的に、心のバリアフリー社会の一般化というんですか、茅ヶ崎における定着を目指して、本当に精力的に取組を進めていると思っております。今後も、これまでの蓄積というんですか、経験を踏まえて、さらに茅ヶ崎市全体でのバリアフリー社会化というんですか、バリアフリー等は当たり前だ、あるいは、そういったことを日常生活の中で具体的に進めていけるような、より多くの人たちがそういった気づきを持てるような活動を深めていっていただければと思います。

なお、心のバリアフリー教室に関しては、国のほうからも、パイロット事業というんですか、先進的な事業だと認識していただいて、全国的な規模で国がいろいろ情報発信をしているんですが、その中で、パイロット事業として紹介もされているということです。ぜひ、そういったことも含めて、市民部会での活動をさらに深めていっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

４．その他

斉藤副会長：　それでは、今まで議題、報告事項でいろいろ話合いをしてきましたけれども、全体を通して、ぜひこれは発言しておきたいということがございましたら、どんなことでも結構ですので、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

上杉委員　：　自閉症児・者親の会の上杉です。今日、会場の皆様にはプリントでお渡しして、オンラインの皆様には画面共有で見ていただきたい資料がございます。香川駅の踏切を写したものなんですが、本日は要望する場ではございませんので、現状の説明とお聞きしたいことがあって、発言をさせていただきます。

私が属している団体の方が今から２か月ぐらい前ですかね、香川駅の南のほうの踏切を車椅子の方を介助して通ろうとしたときに、小さいほうの前のタイヤが溝に落ちそうになるということに気づきました。線路に対して直角に通れば落ちないんですが、線路に対して、道が斜めになっていることが多くて、そうすると、そこにはまってしまう。これは介助の人がいるからいいけれども、介助なしでそこを通る車椅子の方が、しかも、踏切にほかに誰も通っていないときに、万が一、斜めに横断して、小さいほうの車輪がはまってしまうと、自分では抜け出さない、非常に怖いというお話がありました。

私もそういうことがあるんだなと思って、いろいろと調べさせていただきました。かといって、踏切内を変えるというのは非常に難しいと思ったので、解決方法なんてあるんだろうかと思ったんですけれども、たまたまそのときに国会議員の車椅子議員の木村英子さんの質疑の動画を見たんですが、これを解決する方法があるんだということを知りました。現在の踏切の溝、レールの段差解消のために、そこを少しフラットにするというやり方や、溝の中

に緩衝材を入れて、溝を小さくするという方法をされているところが多い、踏切内に障害物があったときに、それを感知するシステムがある、それを設置されているところは多いと聞きましたが、先ほど言った溝を滑らかにすることや、緩衝材を入れても、やっぱり溝はゼロにならないんです。だから、そこで事故が起こる。そして、踏切内に障害物があったら感知する装置も、基本的には自動車などの大きなものを感知することはできるけれども、人とか小さなものは見落としがあると聞いたんです。

現在、もっと高性能の障害物検知装置があるそうなんですが、全国の一般踏切３万か所のうち、1,700か所ぐらいしか設置されていません。また、そういった障害物を検知する装置があっても、特殊信号発光機で、光でそれを知らせることになっていて、その光を見落としてしまうと運転士さんは分からないので、それを音で知らせるシステムとか、障害物を踏切内で検知したときに、自動的に列車がその前で止まる装置みたいなのがあるそうなんです。そういったいろんな新しい装置ができているみたいなので、あとはそれをくくりつけていただければいいのかなと思うんですが、やはりそこはお金の問題が入ってくるんだと思うんです。国のほうで、こういったことに係る補助金支給などはあるようですが、国が支給するものなので、補助の対象や補助の金額には限界があるんだと思います。

私たちは障がい者団体を結成しておりますが、その中で、こういったことに対して、例えば県、市町村に当事者団体がどのようにお願いしていけばいいのかというのをもしこの会議上で教えていただける方がいたら、教えていただきたいなと思いました。

あと、こういった装置があれば大丈夫だねと車椅子の方に聞いたら、そういった装置は、本当に踏切に入って、溝にはまっちゃって、取れなくなったときに初めて作動するから、やっぱり怖い、できたら線路内を直角に通りたい、でも、線路は狭いので、直角に渡ろうとすると、この図にもあるように、真ん中辺を通る車と接触しちゃうんです、だから、踏切の中のスペースを広くして、直角に渡れるところを造ってほしいと言われたんです。そのことも現実的にもし可能ならば、私たち当事者団体はどういうふうに、どこに向かってそれをお伝えしていくのがいいのかというのがもし分かる方がいれば、教えていただきたいと思いました。

以上です。

牧野委員　：　肢体不自由児者父母の会の牧野です。車椅子の利用者のほうから意見を言わせていただくと、踏切内にそういうセンサーとかを設置したりも大事で、安全な踏切を造っていただくのは要望していかないといけないと思うんですけれども、多分、時間も予算もすごくかかるので、すぐに自分で自衛できる方法としては、車椅子の前輪を取り替えるという方法があります。通常の前輪はちょうど踏切の幅にはまるぐらいの細さなんですけれども、私は家の横にすぐ北茅ケ崎駅の一里塚から行く踏切があって、そこを毎日通らなけれ

ばいけないので、車椅子を製作するときに、前輪を太いのに変えてくださいと言ってあって、そうすると重くなるというデメリットがあるんですけれども、車椅子屋さんでそれが必要ですと言えば、多分、前輪を太いのに変えることができます。それが一番手っ取り早くて、ベターな方法だと思います。

その方は多分、普通の車椅子を使っていらっしゃるけれども、車椅子修理の申請を出せば、本人の負担なく前輪を太いものに変えられると思うので、そこの辺を相談していただければと。それが一番すぐできるベターな方法だと思います。

斉藤副会長：　ありがとうございました。具体的な取組の対策ということでお話しいただきましたが、通して事務局のほうからコメントをお願いいたします。

上杉委員　：　すみません、今の牧野さんの意見に対して……。実は私の周囲の人もそのように考えました。まずは車椅子メーカーさんにそういうことをお願いできたら早道だよねと思いました。ただ、それは自衛というか、自分が自分の身を守るということなので、並行して、さっきのようなことも進めていけたらなと思いますし、ちょっと私は分からないんですが、さっき言ったように、国会議員の木村英子さんが質疑で出したものなんです。電動車椅子の前輪も取り替えられるものなんですか。

牧野委員　：　電動車椅子は私は分からないです。電動車椅子もいろんな種類があって、手動と電動を切り替えられるものだったらできると思うけれども、豊嶋さんが使っていらっしゃるような電動車椅子は、ひょっとしたら全部セットになっていて、部品の交換が利かないかもしれないです。そこは分かりません。

上杉委員　：　分かりました。いろんな方法で考えていけばいいと思うので、貴重な意見をありがとうございました。

事務局　　：　上杉委員からも貴重なご意見ありがとうございます。鉄道事業者が抱える問題、また、踏切につながる前後の道路の道路管理者の問題もありますので、どうしても踏切が真っすぐ、平行になっていない場合は、今回のような事例が起きてしまうというところがあります。この問題については、今回、ご提案いただいた踏切に限らない話だと思いますので、道路部局、また、鉄道事業者のほうにも引き続き話をしながら、改善につなげていければなと考えております。どうしても時間がかかる問題となってきます。今すぐにというのはなかなか難しいことだと思いますが、こういう問題があるということは認識しておりますので、引き続き私どもの立場から発信していきたいと考えております。

上杉委員　：　ありがとうございます。

斉藤副会長：　私からも一言付け加えさせていただきますが、今の踏切の問題は、早急に大きな整備の課題というんですか、社会的な対策として考えなければいけないと思っております。上杉委員がご指摘のように、車椅子の問題もあるのですが、ベビーカーでも車輪がはまってしまうということが起こっているんです。障がい者、車椅子利用者だけの問題ではなくて、踏切を渡るときに、あ

らゆる人が安全に渡り切れる取組が必要だと思っているんです。基本的には、上杉委員が言うように、抜本的に線路に挟まないような改善、対策を進めていく、しかし、時間とお金がかかる、長期的になってしまうというのはあるんですが、根本的な対策というのはやっぱり考えていかなければいけない。しかし、それを待っていては、事故がいつ起こるか分かりません。そういう意味では、牧野委員が言っているように、前輪を太くする。これは昔からいろんなところで言われていたんです。グレーチングにはまってしまうという問題に対しても、前輪を太めにすればはまらないんじゃないか、要するに、車椅子などの改善も必要なのではないかということが指摘されました。そういった動きも皆さんのご意見の中にあったと思いますが、具体化しています。

しかし、常に危険を伴う側が対応していけばいいのか、前輪を太くすればいいのか。そういう問題ではなくて、前輪を太くするのは、緊急に助成金を頂きながらやるべきだと思いますが、やはり誰もが安心して渡れる踏切を造るということも中長期的に併せて考えていくというのが大きな課題だと思いますので、そのことをしっかりと我々は頭の中に入れて、バリアフリー化に向けての協議、対策、整備を進めていくべきだと思います。両方必要だということを言いたかったんです。

以上です。

ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。全体を通して何かございますか。ないですか。

特にないようですので、以上で令和３年度第１回茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会……。

事務局　：　副会長、すみません。来庁された方だけなんですけれども、上杉さんから資料を配付されていまして、その説明をしたいと申し出があります。

斉藤副会長：　どうぞ。

上杉委員　：　オンラインの方にはお手元に資料がなくて――佐々木さん、ありがとうございます。インフォメーションです。毎年４月２日は国連が定める世界自閉症啓発デーとなっております。この４月２日に私たち親の会は、ペデストリアンデッキで日中１時間半ですけれども、啓発事業を行います。こういったご時世ですから、あまり大声を出すとまずいので、サイレントな啓発を行いたいと思います。

ブルーのほうは県の発達障害支援センターが出していますが、その裏面に県内の各地区でいろんな取組があることを記載してあります。

実は昨日、障がい福祉課から連絡があったんですが、佐藤市長が自閉症啓発のポスターを持って写真を撮って、それがホームページ上に流れるという情報をいただきましたので、それも併せてご覧ください。

とにかくこの日は自閉症を啓発する日で、自閉症のイメージカラーが青なんですけれども、県内各地区がブルーにライトアップされます。ここに近い

ところでは、江の島シーキャンドル、大船観音、横浜では、ワールドポーターズ、観覧車があるところ、あと、大磯プリンスホテルですとか、様々なところがその日、青く光っていたら、これは自閉症啓発の取組だということをご理解ください。よろしくお願いいたします。

以上です。

斉藤副会長：　ありがとうございました。４月２日から８日が世界自閉症啓発デーということなので、ご参加というか、ぜひお時間がある方はご協力いただければと思います。

あとはよろしいでしょうか。大丈夫そうですか。

これで今日の議題及び報告事項の審議は終了しますが、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

事務局　：　事務局、佐々木でございます。皆さん、長い時間の会議どうもありがとうございます。本日いただいた議論につきましては、令和４年度に基本構想の改定等を含めて着手していきたいと考えております。

バリアフリー化の推進につきましては、人の移動を円滑にするだけではなくて、安全や安心、豊かなまちづくりに必要な基盤形成になります。にぎわいの創出もありますし、経済の発展など、多方面に影響を与えてきます。まずは市民の皆様が茅ヶ崎はいいよねと感じていただけるような基本構想の内容に変えていきたいと考えております。行政だけではなく、企業の皆様のお力もいただきながら、一歩ずつ推進していきたいと考えております。引き続きご協力を賜われればと思います。

本日は長時間にわたりましてありがとうございました。

斉藤副会長：　ご苦労さまでした。

５．閉会

斉藤副会長：　会議のほうはこれで終了いたします。

先ほどご紹介いただきましたけれども、新年度から大原先生を会長にして、新しい体制で協議会等を進めていきます。茅ヶ崎におけるバリアフリー社会のさらなる定着を目指して、皆さん方の協議というんですか、取組を深めていただけることを願っております。

長時間にわたりましてご審議いただきまして、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

以上で本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。